

世界自然遺産にともなう「遺産」概念の考察

萩野 誠

The Concept of 'Heritage' on World Natural Heritage

HAGINO Makoto

鹿児島大学法文学部

Faculty of Law, Economics and Humanities, Kagoshima University

要旨

我が国において、ユネスコの世界遺産登録は、大きく報道されると同時に、観光等の地域経済振興に寄与するものとして考えられている。ただし、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(UNESCO 1972)にもとづいて遺産という概念を整理すると、われわれの遺産概念とは異なるものになり、世界中の人々との共同利用を認めることになるのではないかという結論に達した。

はじめに

2015年3月8日、鹿児島の地元紙である南日本新聞で、屋久島観光協会による赤字の不正な補填が報道された。その原資が、環境協力金を含む屋久島登山バスのチケット販売収入であり、約2,000万円といわれている。これは非常にショッキングな事件であり、新たに入島税までを課す屋久島町に対して、本当に自然環境の保全に使われるのかという疑問を引き起こさざるを得ない。

屋久島の代表的な観光スポットである白谷雲水峡、ヤクスギランド、縄文杉ルート of 荒川登山口では、これまでも協力金の徴収がなされてきた。前述の登山バスもこの流れにある。このような二重三重にわたる協力金徴収をためらいもなく課すことのできる屋久島の関係者は屋久島の自然を自らの所有物と考えているとしか思えない。国立公園、世界自然遺産、そのような制度がどうして設けられたのか、その制度の目的は何かというより、屋久島自然は住民のものであり、島外者は金をおとすのが当然だという地元論理が優先されているように思える。

本研究では、世界遺産条約における遺産という概念と遺産とした目的を明らかにすることによって、屋久島の現状、日本における過度の期待に対して警鐘を鳴らしたい。

方法

まず、遺産概念を検討するにあたって、民法における相続について系統的に検討を加える。その後、世界遺産条約の条文と照らし合わせて、世界遺産の理念を抽出した。

結果と考察

民法における遺産と相続の過程について

遺産と相続行為を分離して考える説がある（中川・泉 2000）。ドイツ民法の影響が強い我が国の場合、被相続人の死亡等により被相続人が所有する財産および債権・債務は、相続の権利を有するものの共同相続となる。相続されるためには、財産および債権・債務の清算が必要となる。

世界遺産条約における遺産について

民法における遺産と相続の過程を世界遺産に適応すると、世界遺産は共同相続状態を実現するものだと考えることができる。つまり、人類に対しての債務を認めることであり、遺産が存在する国民への排他的な相続をさせるわけではない。具体的にいうならば、世界遺産の利用権を世界中の人々に認めるということになる。

世界遺産の清算について

世界遺産は登録を抹消するという行為で特定の国民が相続することが可能となる。すでに、登録抹消を選択した国もある。

遺産という用語について

以上は日本民法および日本語の遺産で考察したが、英国等においては *national heritage*=国宝 という意味も持っている。一国内に限られた概念と言って良い。しかし、語句のさらなる検証が必要である。

屋久島における世界遺産条約理念の理解浸透の必要性

冒頭で述べたように、屋久島における協力金問題は、住民が屋久島の自然を代々相続してきたという意識から生まれているといえよう。この場合、世界遺産からの登録を抹消するべきである。世界へ利用権を認める条約の理念に明らかに反していると考えられる。

謝辞

本研究の一部は、JSPS 科研費 15K01949 の助成を受けたものです。

参考文献

- 萩野誠 2011. 屋久島縄文杉ルートの実況と観光としてのエコツアー. 経済学論集 (鹿児島大学), 76 : 41-56.
- 萩野誠 2015. 屋久島における観光不況の影響と協力金: 離島観光の宿命. 奄美ニューズレター (鹿児島大学), 39 : 14-19.
- 中川善之助・泉 久雄 2000. 相続法 第4版 法律学全集 24. 728頁, 有斐閣, 東京.
- UNESCO 1972. Basic Texts of the 1972 World Heritage Convention, the General Conference at Its Seventeenth Session, Paris, France.